

○ 西いぶり広域連合長期継続契約を締結することができる 条例

平成18年11月1日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり契約を締結する必要があるもの

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。